



岐阜労働局 発表
令和3年9月30日(木)

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹 監察監督官 下田 貴裕 電話 058-245-8102

外国人技能実習生を雇用する事業場に対する監督指導結果、 送検等の状況（令和2年）を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は73.3%と高止まり ～

岐阜労働局（局長 畑 俊一）は、県内の7つの労働基準監督署が、令和2年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」^(※)という。）を雇用している事業場に対して実施した立入調査（以下「監督指導」という。）、送検等の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれます。

1 令和2年の監督指導・送検の状況

- 監督指導を実施した348事業場のうち255事業場（73.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。違反率は、前年から0.4ポイント増加した（別添1(1)）。
- 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.7%）、②労働時間（17.8%）、③割増賃金の支払い（14.7%）の順に多かった（別添1(2)）。
- 重大・悪質な違反により送検したのは1件である（別添2）。

2 5年間の推移

- 監督指導実施事業場数は減少に転じたが、違反率は、4年連続で全国平均の違反率を上回っている（別添1(1)）。
- 主な違反事項別の違反率は、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.7%）が最も高くなり、労働時間（17.8%）は初めて20%を下回った。割増賃金、労働条件明示、健康診断の違反率は減少傾向にある（別添1(3)）。

岐阜労働局及び労働基準監督署は、監理団体および事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

※ 岐阜県は、全国で9番目に多い13,917人（令和2年12月末）の技能実習生を受け入れています。（参考）

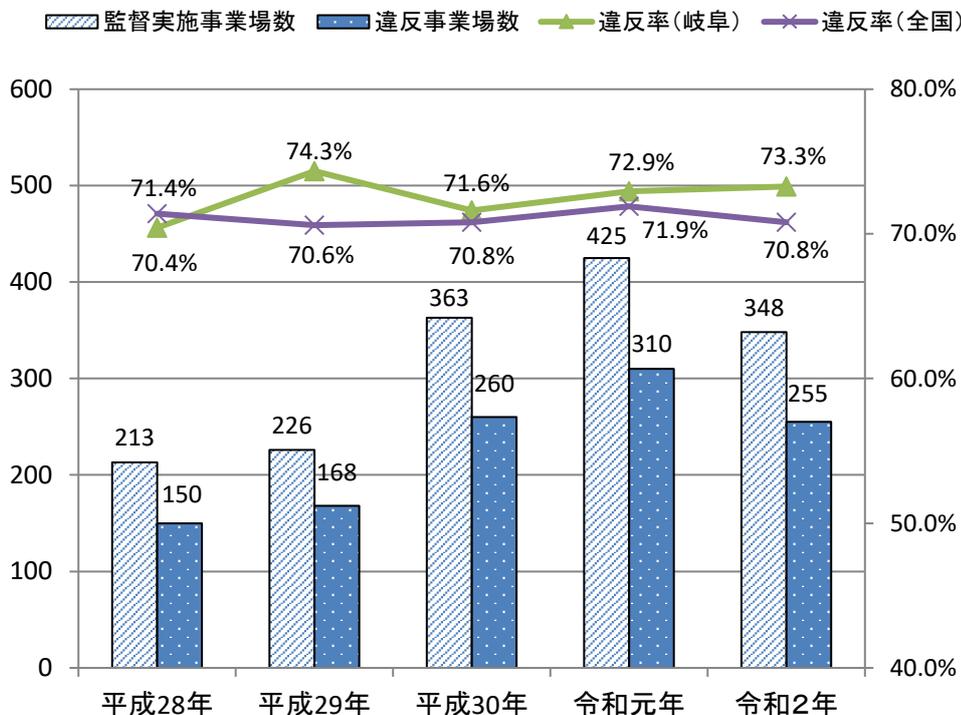
【別添】 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和2年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和2年)

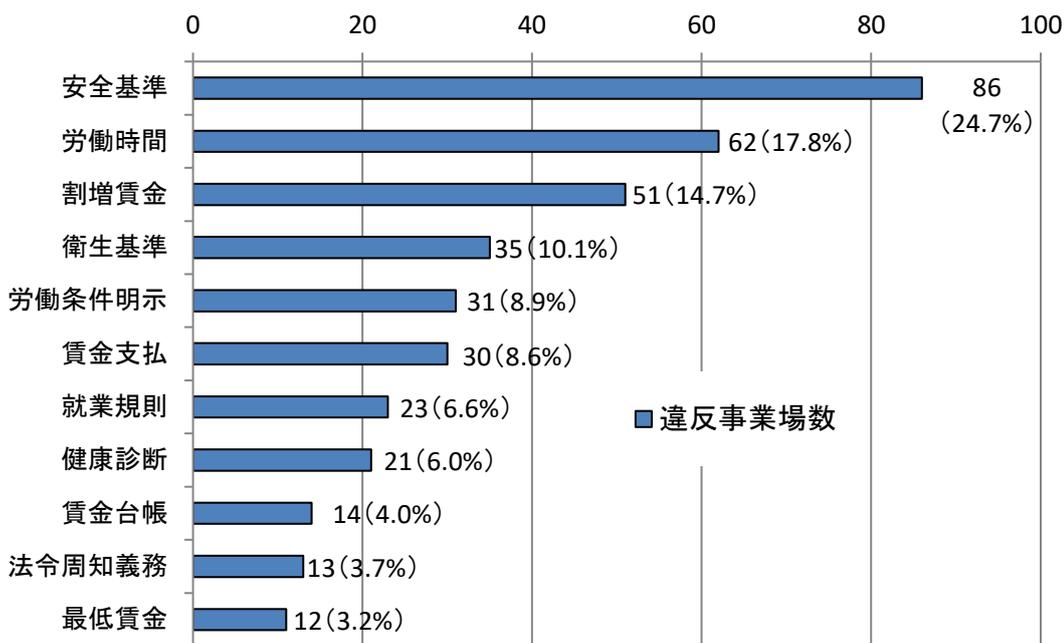
1 監督指導状況

(1) 県内の労働基準監督署において、技能実習生を雇用する事業場(以下「実習実施者」という。)に対し348件の監督指導を実施し、その 73.3% にあたる255件で労働基準関係法令違反を確認した。

〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(24.7%)、②労働時間(17.8%)、③割増賃金(14.7%)の順に多かった。



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な事項別の違反率

労働時間の違反率は長期的に減少傾向にあり、初めて20%を下回った。
安全基準の違反率が20%を超え、最も高くなった。

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
主な違反事項	労働条件明示	15.0%	14.2%	12.9%	10.4%	8.9%
	賃金支払	11.7%	10.2%	7.2%	11.5%	8.6%
	労働時間	29.6%	33.2%	24.8%	26.1%	17.8%
	割増賃金	20.7%	27.4%	19.6%	18.6%	14.7%
	最低賃金	6.6%	7.1%	2.2%	4.7%	3.2%
	安全基準	19.2%	14.6%	19.8%	17.2%	24.7%
	健康診断	8.5%	6.6%	9.9%	7.3%	6.0%

(4) 主な業種別の違反率

木製品・家具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、建設業は増加。食料品製造業、繊維製品製造業、木製品・家具製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、建設業は、平均違反率73.3%を上回っている。

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
主な業種	食料品製造業	84.6%	72.0%	78.9%	77.4%	75.0%
	繊維製品製造業	62.5%	78.3%	75.3%	83.0%	72.3%
	木製品・家具製造業	72.7%	83.3%	90.0%	70.6%	81.8%
	化学工業	80.0%	85.7%	72.4%	72.2%	87.5%
	窯業土石製品製造業	75.0%	60.0%	76.0%	68.8%	74.1%
	金属製品製造業	72.0%	70.6%	68.3%	69.7%	70.9%
	一般機械器具製造業	55.6%	66.7%	69.2%	48.1%	44.4%
	電気機械器具製造業	100.0%	100.0%	50.0%	70.0%	46.2%
	建設業	88.9%	80.0%	63.6%	77.8%	83.3%

(5) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

特に繊維製品製造業では、労働時間、割増賃金等において、最も高い違反率となっている。

	合 計	違 反 率 (%)	製 造 業										建 設 業	農 業	そ の 他	
			食 料 品 製 造 業	繊 維 製 品 製 造 業	木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	化 学 工 業	窯 業 土 石	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 機 械 製 造	左 以 外 の 製 造 業				
監督指導実施事業場数	348		36	47	22	32	27	55	18	13	17	29	36	3	13	
うち違反事業場数	255		27	34	18	28	20	39	8	6	11	22	30	2	10	
違反率(%)	73.3		75.0	72.3	81.8	87.5	74.1	70.9	44.4	46.2	64.7	75.9	83.3	66.7	76.9	
主な法令違反の内容	労働基準法第15条 (労働条件明示)	31	8.9	3	5	1	8	1	2	0	1	0	4	4	0	2
	同法第24条 (賃金の支払)	30	8.6	4	7	4	3	1	3	2	1	0	2	2	0	1
	同法第32条 (労働時間)	62	17.8	8	17	2	8	5	4	3	3	2	4	4	0	2
	同法第34条 (休憩)	1	0.3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同法第35条 (休日)	1	0.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同法第37条 (割増賃金)	51	14.7	7	9	3	4	0	8	1	2	2	9	5	0	1
	同法第89条 (就業規則)	23	6.6	1	0	1	2	0	3	2	0	0	5	7	1	1
	同法第106条 (法令等周知)	13	3.7	0	3	0	3	1	3	0	0	0	0	3	0	0
	同法第108条 (賃金台帳)	14	4.0	2	4	0	2	1	2	0	0	0	2	1	0	0
	最低賃金法第4条 (最低賃金)	11	3.2	5	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	労働安全衛生法 安全基準	86	24.7	11	2	9	9	9	13	3	2	6	7	13	0	2
	健康診断	21	6.0	1	1	2	7	3	3	0	0	0	2	1	1	0

2 送検状況

令和2年に労働基準監督署が送検した件数は1件であった。

平成28年以降に送検した19件すべてが縫製業である。

なお、全国における令和2年の送検件数は32件であった。

年	署	業種	送検内容
平成 28年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜八幡	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
29年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
30年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	時間外労働・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	書類の廃棄
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働
令和 元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
2年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金

3 事例

(1) 監督指導の事例

事例

「技能実習生に、36 協定の限度を超え、月 100 時間を超える時間外労働を行わせている。」との情報に基づき、監督指導を実施

概要

食料品製造業の事業場について、「技能実習生に、36 協定の限度時間を超え、月 100 時間を超える時間外労働を行わせている。」との情報があつた。

調査を実施したところ、技能実習生 7 名を含む労働者 16 名に月 80 時間を超える時間外労働を行わせており、うち 9 名については月 100 時間を超える時間外労働を行わせていた。

また、長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導の体制も整備されていなかった。

指導内容

- 1 時間外労働を 36 協定の範囲内とすること、特別条項を適正に運用することについて指導した。

是正勧告 労働基準法第 32 条違反

- 2 月 80 時間を超える時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導を実施するよう努めること、面接指導の対象者の社内基準、実施方法、申出方法等を整備することについて指導した。

指導の結果

- 1 従来は、賃金締切までの期間において、日々又は週毎等の残業の実績を把握することなく残業を行かせた結果、長時間の残業が発生していたため、日々の残業時間をライン長に報告させることにより残業の累計を管理し、勤務時間や休日の調整を行うことにより、残業時間が概ね月 80 時間以内に短縮された。
- 2 社内の面接指導制度を整備し、月 80 時間を超える時間外・休日労働を行った希望者全員を対象に面接指導を実施することとした。

(2) 送検の事例

事例

技能実習生 7 名に対する長期間の賃金不払等について送検

捜査経過

縫製業の事業場の事業主から、経営難により賃金の支払いが困難である旨の相談があった。

関係資料等に基づき事実関係を調査したところ、技能実習生に対して長期間に渡り賃金を支払っていないことを確認したため、捜査に着手した。

捜査の結果、技能実習生全員（7 名）に対して、①定期賃金及び時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金、総額約 2,900 万円を所定支払日に支払っていなかったこと、②36 協定を締結し、届け出ることなく、最大で月 207 時間に及ぶ違法な時間外労働を行わせていたこと、③最大で月 5 日に及ぶ違法な休日労働を行わせていたことが明らかとなった。

なお、未払賃金立替払制度により、未払賃金総額約 2,900 万円のうち、約 880 万円が支払われている。

被疑事実

○事業主

- 1 所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を支払わなかったこと。
違反条文 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）
労働基準法第 37 条（割増賃金の支払）
- 2 有効な 36 協定を締結することなく、時間外労働を行わせたこと。
違反条文 労働基準法第 32 条（労働時間）
- 3 有効な 36 協定を締結することなく、休日労働を行わせたこと。
違反条文 労働基準法第 35 条（休日）

4 岐阜労働局と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、岐阜労働局では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報(※1)した件数は5件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報(※2)された件数は41件であった。

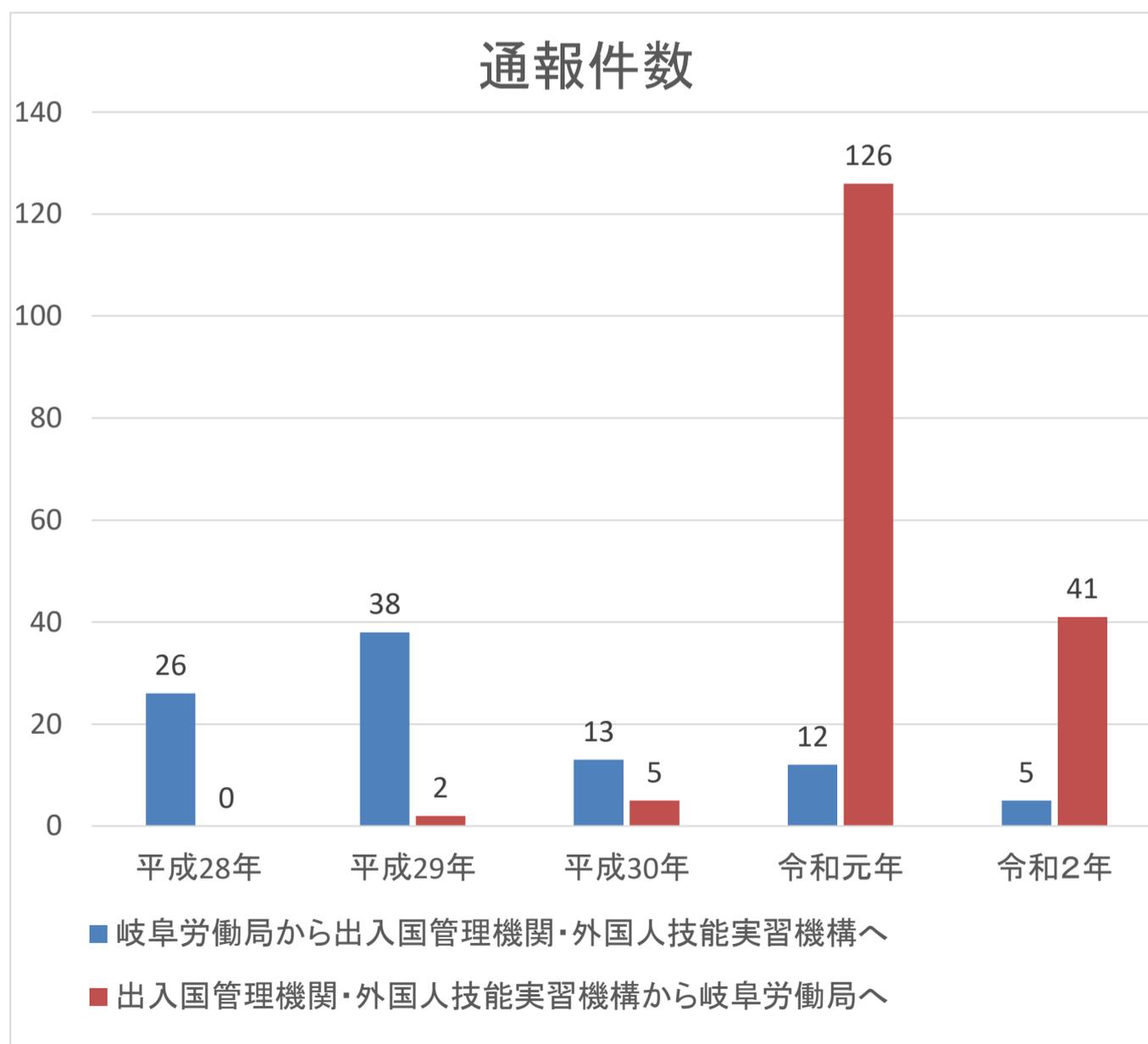
※1 岐阜労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

岐阜労働局において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報する事案

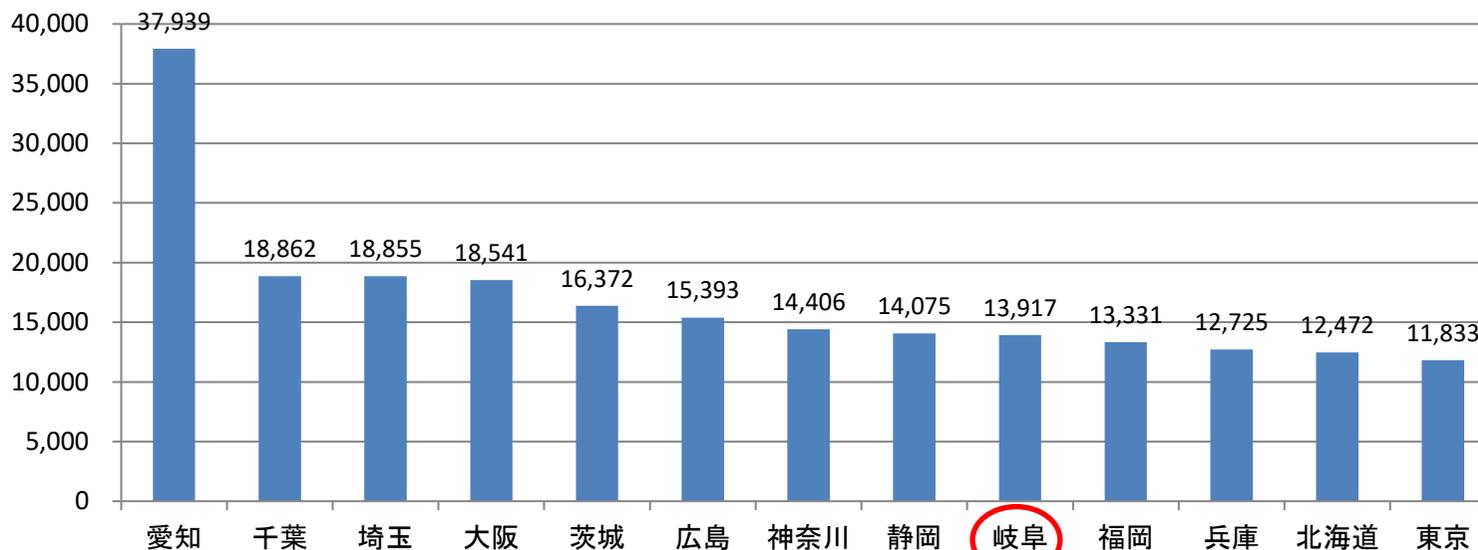
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」(平成30年11月設置)における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



主要都道府県別技能実習生数

令和2年12月末



全国合計 378,200人

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」

岐阜県内の技能実習生 主要国別内訳(令和2年10月末現在)

ベトナム	6,447人	岐阜労働局「外国人雇用状況届」
中国	4,976人	
フィリピン	817人	
インドネシア	582人	